

◆アメニティの概念

アメニティ (amenity) は元来、イギリス英語で、快適な環境の状態を指す。語源はラテン語で愛するという意味のアマーレ、心地よさを意味するアモエニタスである。歴史的文化的な蓄積や良好なデザインによる美しさ、場所の居心地の良さなどを含んで用いられる。アメニティは地域の歴史や文化を背景に形成されるので、地域固有の環境の特質であり、他へ移出することはできない。経済学的には地域固有財である。アメニティはまた、地域社会において共有される性格のものであり、公共財的な性格を有し、共同で消費される。また、いったん喪失すると回復が困難な財である。

アメニティの概念はイギリスの都市計画のなかで、衛生、利便性と並ぶ重要な柱として形成されてきた。しかし、アメニティはしばしば「しかるべきものがしかるべきところにある」状態と表現され、「定義するより実感の方が容易である」として、法定都市計画の制度上は、一貫してその内実を明確に定めることが回避されてきた。

むしろ、アメニティを不用意に定義することによって、その定義の範囲にアメニティが限定されることを避けてきたといえる。

◆都市計画におけるアメニティ

イギリスでは、他の先進諸国同様、特例的な場合を除いて、すべての開発行為には地方計画当局による計画許可が必要であるが、「アメニティにとって有害」という理由で不許可にすることも少なくない。開発

行為が周辺環境に与える影響を総合的に判断して、アメニティ上問題があるという理由で開発にストップをかけることが制度的に可能なのである。イギリス都市計画でいうアメニティはおもに歴史的環境保全、屋外広告物の規制および樹木の保存が中心であり、環境が調和を保った状態を評価する静的な評価軸として成立してきた。

しかし、その背景にはそのような環境の調和を達成するために努力してきたアメニティ・ソサエティと呼ばれるまちづくり運動団体の存在があった。イギリスにはローカル・アメニティ・ソサエティと呼ばれる組織化されたまちづくり組織が約1000団体存在し、会員総数は約30万人にのぼっている。さらには、アメニティの達成とその保持が市民の生活感覚の根底に根ざしているという事実にも目を向ける必要がある。

◆生活環境全般への広がり

アメニティは地域にとって、たんに所与の外部的な環境であるというわけではない。アメニティの主要部分を構成する地域の歴史的文化的ストックを保持し、日常生活のなかでこれを評価していく視点が共有されなければ維持することはできない。

つまり、アメニティの問題はモニュメントや芸術作品のように何か特別に貴重なものが地域のなかに存在するというのではなく、日常生活のなかでよりよい環境の結実としてアメニティが実感できるものでなければ意味がない。その意味で、生活環境全般において、豊かな自然や文化、過去から

の蓄積を感じられるような深みのある住環境のあり方などがまちづくりの大きな目標となってきた。

とりわけ、1980年代以降、シビル・ミニマムなど環境の最低基準確保をめざす運動が一定の広がりを見せた後、アメニティの問題は広く環境の「質」を問う重要課題として、より広い環境問題全般の課題のなかに位置づけられてきた。

◆日本におけるアメニティ運動

日本におけるアメニティの保全と創出をめぐる運動は、1900年代に高まりをみせた保勝会（郷土の名勝や史蹟地の保存・顕彰をはかろうとする団体）などの愛郷運動にその端緒を見出すことができる。これにドイツの郷土保護運動（ハイマートシュッツ；Heimatschutz）に影響を受けた史蹟名勝などの保存運動が呼応し、郷土の誇りに根ざす運動が全国に広まった。1911年に史蹟名勝天然記念物保存協会が結成され、協会の主唱によって19年に史蹟名勝天然記念物保存法が制定された。

1920年代には都市の美観実現をめざす都市美協会の運動や都市郊外の雑木林の風景を称揚する動きや、大風景地を保存するための国立公園の設立を求める声が高まっていった。25年に都市美協会の前身が設立され、33年には日本初の美観地区が皇居外郭一帯に指定された。

1927年の日本新八景の選定は熱狂的な人気投票イベントと化し、当時の総人口を上回る票が各地の代表的風景地に投じられた。31年には国立公園法が制定された。

戦後のアメニティ運動は1960年代に始まる歴史的町並みの保存運動や70年代の入浜権運動などが最初である。これらは高度成長期の急激な開発による地域の歴史

的・文化的ストックの破壊に対する異議申立てであった。町並み保存に関しては75年に文化財保護法改正によって、伝統的建造物群保存地区制度が導入され、国の制度としても保全が図られるようになった。

1980年代からは良好な都市景観を保全し創出するための自治体独自の都市景観条例の制定が各地で進んでいる。従来の建築基準法や都市計画法では個人の財産権に制約を加えることに慎重であるあまり、規制が緩いという限界があった。そこで、都市景観上影響の大きく、かつ周辺と不調和な規模・形態・意匠の建造物の建築や屋外広告物の掲出に自治体独自の規制をかけることが都市景観条例の目的である。

一方、バブル経済崩壊後の都市の活性化策として各種の規制緩和や都市再生が謳われるようになり、都心部のオフィス環境は整備されていったものの、企業の遊休地放出や地価の長期下落などによって高層マンションの建設などによる景観紛争が数多く表面化してきた。

これらの問題に対処するため、2004年には景観法が制定され、都市景観条例に直接的な法的根拠を与えることが可能となった。景観法は良好な景観が国民共通の資産であることを謳っている。景観紛争の予防のためにも、より詳細な法定の景観規制を実施することが望まれる。

《参考文献》

- 植田和弘ほか編 [2005]『都市のアメニティとエコロジー』（岩波講座都市の再生を考える第5巻）岩波書店。
環境経済・政策学会編 [2000]『アメニティと歴史・自然遺産』東洋経済新報社。
西村幸夫 [2004]『都市保全計画』東京大学出版会。

〔西村幸夫〕